

昭和三十三年政令第四百十三号

特別支援学校の幼稚部及び高等部における
学校給食に関する法律施行令

内閣は、盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十三年法律第百十八号）第五條第一項及び第九條の規定に基き、この政令を制定する。

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十三年法律第百十八号）第二條に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の運営に要する経費のうち、同法第五條第一項の規定に基づき特別支援学校の設置者が負担する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

一 特別支援学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二條において準用する同法第二十七條及び第六十條の規定により特別支援学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村（市町村の組合を含む。）立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一條の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十九年三月二七日政令第四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

第一條 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年二月一二日政令第三六三号） 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。